

公益財団法人
アジア人口・開発協会
定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人アジア人口・開発協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、必要と認めるときは理事会の決議を経て、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、人口問題と開発に関する調査研究及び国際協力を通じて、国際的な社会開発と経済発展に寄与し、もって日本及びアジア、アフリカを中心とする開発途上国等における福祉の向上と平和の確立及び持続可能な開発の達成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人口及び持続可能な開発問題（食料・農業問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
 - (2) 人口と開発に関する国際協力の推進
 - (3) 人口及び開発問題に関する関係機関との情報の交換及び協力
 - (4) 公的機関、公的団体等による人口及び開発事業（農業開発事業を含む。）への協力
 - (5) 会議及び研究会の開催
 - (6) 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ
 - (7) 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
 - (8) 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は主に本邦及びアジア・太平洋地域、アフリカを中心とする海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第5条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の運用管理)

第7条 この法人の財産の運用・管理は代表理事のうち理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第8条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第9条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書

類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員10名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と、この法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の過半数が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に辞任した欠員の補充として選任された評議員の任期は、辞任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第17条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事並びに監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、理事長が議事録を作成し、評議員会議長、会議に出席した評議員より選出した議事録署名人2名及び理事長がこれに署名押印するものとする。

第6章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち2名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

(1) 代表理事1名を理事長とし、もう1名を副理事長とする。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を「法人法」91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(1) 業務執行理事は常務理事と呼ぶ。

(2) 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会に常駐して業務を総括する。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事、監事及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

4 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができ

る。

(責任限定契約)

第32条 この法人は、「法人法」第198条において準用する同第111条第1項の外部理事又は外部監事にかかる責任について、当該外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約を、あらかじめ外部理事又は外部監事と締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事（理事長ならびに副理事長）及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第32条の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法令の定めにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、当該理事が、前条第3項第4号後段による場合は、当該監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び副理事長並びに監事は、これに署名押印しなければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。

4 職員は理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(6) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(7) 事業計画書及び収支予算書等

(8) 事業報告

- (9) 事業報告の附属明細書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (13) 財産目録

2 なお一般の閲覧に供する期間は第11条及び第12条に定める通りとする。

第9章 賛助会員

(会員)

第46条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規則による。
- 3 賛助会員からの会費の取り扱いは公益財団法人アジア人口・開発協会寄附金取扱規程に従うものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第15条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 東 久雄 | 農水産業協同組合貯金保険機構理事長 |
| 2 阿藤 誠 | 早稲田大学特任教授 |
| 3 安藤博文 | 日本大学大学院教授（元国連人口基金事務局次長） |
| 4 上田善久 | （独）国際協力機構理事 |
| 5 大野昭彦 | 青山学院大学教授 |
| 6 岡崎陽一 | 元厚生省人口問題研究所所長 |
| 7 小川直宏 | 日本大学人口研究所所長 |

- | | | |
|----|--------|---------------------------|
| 8 | 荻田吉夫 | 元宮内庁式部官長 |
| 9 | 北谷勝秀 | NPO法人2050代表（元国連人口基金事務局次長） |
| 10 | 近 泰男 | （財）家族計画国際協力財団（JOICFP）理事長 |
| 11 | 清水英佑 | 東京慈恵会医科大学名誉教授 |
| 12 | 武田修三郎 | 早稲田大学教授 |
| 13 | 鼓 紀男 | 東京電力（株）取締役副社長 |
| 14 | 戸田弘元 | 信州大学経営大学院客員教授 |
| 15 | 中山太郎 | 前衆議院議員（元外務大臣） |
| 16 | 渚出モハマド | 明治学院大学名誉教授 |
| 17 | 早瀬保子 | 元アジア経済研究所開発研究センター研究主幹 |
| 18 | 原洋之介 | 政策研究大学院大学特別教授（東京大学名誉教授） |
| 19 | 広瀬次雄 | 元（財）アジア人口・開発協会常務理事・事務局長 |
| 20 | 堀内光子 | 元国際労働機関（ILO）駐日代表 |
| 21 | 本多健一 | 東京大学名誉教授 |
| 22 | 三好正也 | （株）ミヨシ・ネットワークス代表取締役会長兼CEO |
| 23 | 谷津義男 | 前衆議院議員（元農林水産大臣） |
| 24 | 横手光洋 | （財）日本原子力文化振興財団専務理事・事務局長 |

4 この法人の最初の理事は、次に掲げるものとする。

理事	福田康夫	元内閣総理大臣
理事	清水嘉与子	元環境庁長官
理事	明石 康	元国連事務次長
理事	広中和歌子	参議院議員（元環境庁長官）
理事	楠本 修	（財）アジア人口・開発協会事務局長

5 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第25条の規定にかかわらず、次の通りとする。

代表理事	理事長	福田康夫
代表理事	副理事長	広中和歌子
業務執行理事	常務理事	楠本 修

6 この法人の最初の監事は、次に掲げるものとする。

監事	降矢憲一	元日本大学人口研究所長
監事	橋爪雄彦	弁護士

（注：評議員・理事・監事の氏名および役職については選任時のまま）